

○厚生労働省告示第三十四号

次世代育成支援対策推進法（平成十五年法律第二百一十号）第十四条第一項の規定に基づき、次世代育成支援対策推進法第十四条第一項の規定に基づき厚生労働大臣が定める表示（令和四年厚生労働省告示第三百三号）の全部を次のように改正し、令和七年四月一日から適用する。ただし、同年三月三十一日以前に同法第十三条の申請（以下「認定申請」という。）を行った同法第十二条第一項に規定する一般事業主（以下「一般事業主」という。）及び次世代育成支援対策推進法施行規則の一部を改正する省令（令和六年厚生労働省令第四百十六号）附則第二条第二項の規定に基づきなお従前の例により認定申請を行った一般事業主に係る同法第十四条第一項の厚生労働大臣が定める表示については、なお従前の例による。

令和七年二月二十日

厚生労働大臣 福岡 資麿

次世代育成支援対策推進法第十四条第一項の規定に基づき厚生労働大臣が定める表示

一 次世代育成支援対策推進法施行規則（平成十五年厚生労働省令第二百二十二号。以下「則」という。）

第四条第一項第一号に規定する事業主の類型に係る認定（次世代育成支援対策推進法（以下「法」とい

う。)第十三条の規定による認定をいう。以下同じ。)を受けた一般事業主に係る法第十四条第一項の厚生労働大臣が定める表示(以下「表示」という。)は、別図第一号のとおりとする。

二 則第四条第一項第二号に規定する事業主の類型に係る認定を受けた一般事業主に係る表示は、別図第二号のとおりとする。

三 則第四条第一項第三号に規定する事業主の類型に係る認定を受けた一般事業主に係る表示は、別図第三号のとおりとする。

四 則第四条第一項第四号に規定する事業主の類型に係る認定を受けた一般事業主に係る表示は、別図第四号のとおりとする。

別図第一号（第一号関係）



注

- 1 表示の中の認定年に係る部分は、則第四条第一項第一号に規定する事業主の類型に係る認定を受けた最後の年の西暦年数を表すものとする。（例：2025年認定）
- 2 表示の中の星は、則第四条第一項第一号に規定する事業主の類型に係る認定を受けた一般事業主がこれまでに受けた当該類型に係る認定（当該一般事業主が次世代育成支援対策推進法施行規則の一部を改正する省令（以下「改正省令」という。）の施行前に受けた法第十三条の認定（改正省令附則第二条第一項の規定によりなお従前の例によることとされる基準に適合するものとして改正省令の施行後に受けた認定を含む。）を含む。別図第三号において同じ。）の回数を表すものとする。
- 3 色彩は輪郭（髪、目及び口に相当する部分を含む。以下この3において同じ。）及び文字の色はピンク色とし、おくるみに相当する部分の色は淡いピンク色とする。ただし、ピンク色及び淡いピンク色とすることが不適当な場合においては、輪郭及び文字の色を黒色とし、おくるみに相当する部分を淡い黒色としてもよい。

別図第二号（第二号関係）



- 注
- 1 表示の中の円の内部の認定年に係る部分、星及び文字並びにくるみん本体の輪郭（髪、目及び口に相当する部分を含む。）及びおくるみに相当する部分の取扱いについては、別図第一号注1から注3までと同様とする。
  - 2 表示の中の円、円に隣接する顔、腕及びハートに相当する部分並びに円の外側の文字の色はピンク色とする。ただし、ピンク色にすることが不適當な場合にあつては、黒色としてもよい。



注

- 1 表示の中の認定年に係る部分は、則第四条第一項第三号に規定する事業主の類型に係る認定を受けた最後の年の西暦年数を表すものとする。（例：2025年認定）
- 2 表示の中の星は、則第四条第一項第三号に規定する事業主の類型に係る認定を受けた一般事業主がこれまでに受けた当該類型に係る認定の回数を表すものとする。
- 3 色彩は輪郭（髪、目及び口に相当する部分を含む。以下この3において同じ。）及び文字の色は黄緑色とし、おくるみに相当する部分は淡い黄緑色とする。ただし、黄緑色及び淡い黄緑色とすることが不適当な場合にあつては、輪郭及び文字の色を黒色とし、おくるみに相当する部分を淡い黒色としてもよい。

別図第四号（第四号関係）



注

- 1 表示の中の円の内側の認定年に係る部分、星及び文字並びにトライくるみんな本体の輪郭（髪、目及び口に相当する部分を含む。）及びおくるみに相当する部分の取扱いについては、別図第三号注1から注3までと同様とする。
- 2 色彩は円に隣接する顔、腕及びハートに相当する部分の色はピンク色とし、円及び円の外側の文字の色は黄緑色とする。ただし、ピンク色及び黄緑色とすることが不適当な場合にあつては、黒色としてもよい。